

2020年前期における授業実施方針について(学生向け) (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生・教職員の健康・安全面を考慮し、2020年度前期における授業等は原則として以下のように実施します。

I.【感染防止の考え方】

1. 専門家会議が避けるべきとしている「3つの密」環境に身を置かないこと
 - (1) 密閉空間：換気の悪い密閉空間を避ける
 - (2) 密集状態：手の届く距離に多くの人が密集することを避ける
 - (3) 密接場面：近距離での会話や発声が伴う場面は避ける
2. 徹底した感染防止策を実施すること
 - (1) 不要不急の外出を避け、極力自宅にとどまること
 - (2) 毎日検温し、37.5度以上の発熱や倦怠感等の体調不良が続くときは、甲府キャンパスについては教学支援部学生支援課学生支援グループ、医学部キャンパスについては医学域学務課学生支援グループに電話連絡すること
 - (3) ウイルスフリーと断言できない手指等で、目鼻口ほかの粘膜を決して触らないこと
 - (4) 石鹸等による手指洗浄やアルコール等による消毒を徹底すること
 - (5) やむなく外出する場合には必ずマスク（タオルやバンダナでもよい）を着用し、咳エチケットを厳密に守ること
 - (6) 他者と面会する場合には十分な距離を確保するとともに、対面着座を避けること
 - (7) 自宅・教室を問わずこまめに換気を行うこと
 - (8) 大学 Web サイト・CNS・TV・新聞・ネット等を毎日複数回確認し、常に最新情報を得た上で、山梨大学生として適切に行動すること。フェイクニュースに十分注意すること

II.【授業実施に係る基本方針】

1. 学年暦の変更により、5月7日より前期授業開始とする
2. 実験・実習・実技・演習などを除き、講義科目等は原則として「オンライン授業」を実施する

III.【講義等の受講に係る方針】

1. 体調が悪いときには決して登学しないこと。自分自身、他の学生、授業担当教員の生命と安全の確保を最優先して行動すること。新型コロナウイルス感染が理由の場合にはインフルエンザなどと同じく公欠扱いとする
2. 未曾有の事態に対処するため、円滑な授業実施に積極的に協力すること。緊急事態だからこそ、知の拠点としての大学の質を高める行動を求む
3. シラバスに記載した到達目標を達成できるように主体的に学ぶこと。また、教員から課される

事前・事後の学修課題に適切に取り組むこと

4. 達成度評価において決して不正行為を行わないこと。不正行為には厳正に対処する
5. コロナウイルスの終息宣言が出されるまでは教室利用者数は大幅に制限される。教室利用においては大学の指示に従うこと
6. 4月21日（履修登録後）以降は、一部のオンライン授業が試験的に実施されることがある。授業担当教員からのCNS掲示に注意すること
7. オンライン授業を自宅等で受講できない履修学生は、学内のWi-Fi環境や24時間オープン端末室を利用して受講すること。教室での受講は感染リスクが高いことを認識し、上記の【感染防止の考え方】に厳密に従うこと
8. オンライン授業を学内Wi-Fi接続で受講する場合、当該授業の正規の実施時間・教室で受講することも可能とする。この際、換気に充分注意するとともに、両隣・前後の席を空けて、他の学生との間に十分な距離を取ること。利用を許可された座席以外は決して使用してはならない
9. 授業の進捗によっては授業回数が15回以下に変更される場合がある
10. 著作権について十分に配慮すること。講義動画の録画や学生間・インターネット上での共有を決して行わないこと
11. やむを得ない事情で授業（オンライン授業も含める）が実施できない場合、レポート・研究課題を課す、夏季休業期間や休日を利用して授業をおこなうなど、授業担当教員の裁量と責任により、授業と同等の教育で代替されることがある

IV.【実験、実技、実習、演習等の実施に係る方針】

1. 実施する学部・研究科の実情に応じて様々な工夫を凝らし、上記【感染防止の考え方】が常に保たれた環境を厳密に確保した上で細心の注意を払って実施することとなる。自分自身、他の学生、授業担当教員の生命と安全の確保を最優先して行動すること
2. 状況が一層悪化した場合、一か所に集まって実験等の授業を実施できなくなることもあり得る。この場合の措置については授業担当教員の指示を仰ぐこと

V.【その他】

1. 本方針はあくまでも原則であり、授業内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず授業を実施される場合がある。その場合には、授業担当教員の責任において、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底的におこなうこととなっている。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今後大学が臨時休業（一部あるいは全館閉鎖）となる場合がありうる。その対応については、別途方針を示すこととする